〔別紙１〕

建設業者の皆様へ

公共工事においては、
営業所の専任の技術者は、原則として、
現場代理人、主任技術者又は監理技術者
になることができません。

○「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務であり、所属営業所に常勤していることが原則ですので、営業所の専任技術者として登録されている方は、原則として、工事現場の現場代理人、主任技術者又は監理技術者になることができません。
ただし、主任技術者及び監理技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の５第１項各号の要件を全て満たす場合に限り、１件まで、兼務することができます。